

阿見吉原東土地区画整理事業

まちづくりニュース

圏央道インターチェンジ周辺のまちづくり



- 審議会の開催状況
- 評価員会の開催状況
- 仮換地の決定について
- 仮換地指定について
- 今後の進め方
- 工事状況
- お願い



Vol. 6

平成18年3月号



【審議会の開催状況】

地権者の代表者と学識経験者で構成される土地区画整理審議会に、換地設計や保留地の決定、および仮換地指定等について諮問し、内容の説明を行い、原案のとおり答申されました。

第6回審議会 平成18年2月15日(水)

- 換地不交付について (諮問第9号)
- 換地設計について (諮問第10号)
- 保留地の決定について (諮問第11号)
- 仮換地指定について (諮問第12号)



【評価員会の開催状況】

換地設計を行ううえで必要となる「土地評価基準」、「整理前・後の路線価」など土地評価に関する事項について諮問し、内容の説明を行い、原案のとおり答申されました。

第6回評価員会 平成18年2月1日(水)

- 土地評価基準について (諮問第1号)
- 整理前・後の路線価について (諮問第2号)
- 保留地の評価について (諮問第3号)



【仮換地の決定について】

本地区の仮換地につきましては、平成18年2月15日の土地区画整理審議会に諮り、仮換地が決定いたしましたので、2月末に地権者のみなさまに「仮換地の決定のお知らせ」を郵送いたしました。

なお、各申出対象施設用地へ申出された方々に対しましては、あわせて「申出の決定通知」を同封し、お知らせいたしました。

【仮換地指定について】

今回の仮換地指定は、造成工事および建物移転を行うための仮換地指定であり、平成17年12月末までに借地させていただいている土地の所有者の方々に対しまして、仮換地指定通知を郵送いたしました。

▶ 仮換地指定状況

従前の土地		仮換地		権利者数
筆数	地積	画地数	地積	
36筆 (375筆)	60,277m ² (504,124m ²)	34画地 (195画地)	44,429m ² (303,264m ²)	35名 (133名)

※()は全体数

▶ Q & A

仮換地指定とは何ですか？

従前の土地に代えて、新たに使用収益することができる土地（仮換地）の位置、形状、地積等を通知（指定）することをいいます。

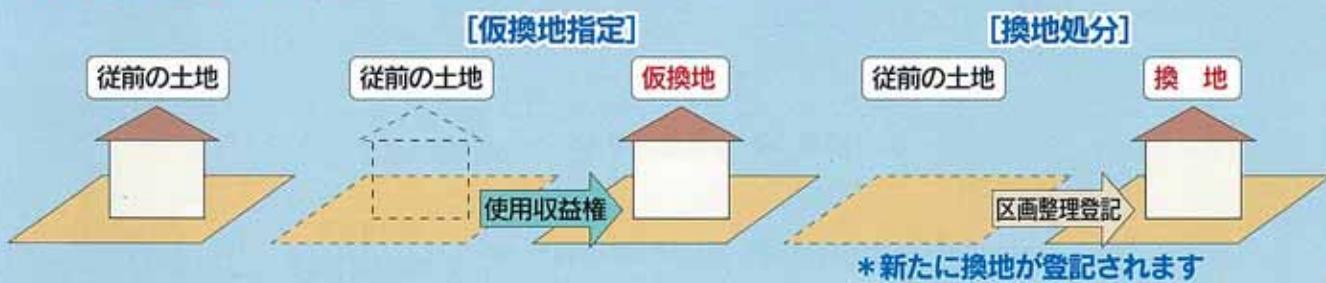


仮換地指定を行うわけは？

仮換地指定（通知）は、従前の土地を工事するため必要がある場合、または仮換地が使えるようになった場合に行うもので、宅地造成や道路等の工事を実施しながら順次行つていきます。

仮換地と換地は、どう違うのですか？

仮換地とは、従前の土地に代わって、仮に使用収益することができる土地として指定された土地をいい、換地とは、地区全体の工事が完了した後に行われる換地処分によって登記された土地をいいます。



仮換地指定の通知を再発行できますか？

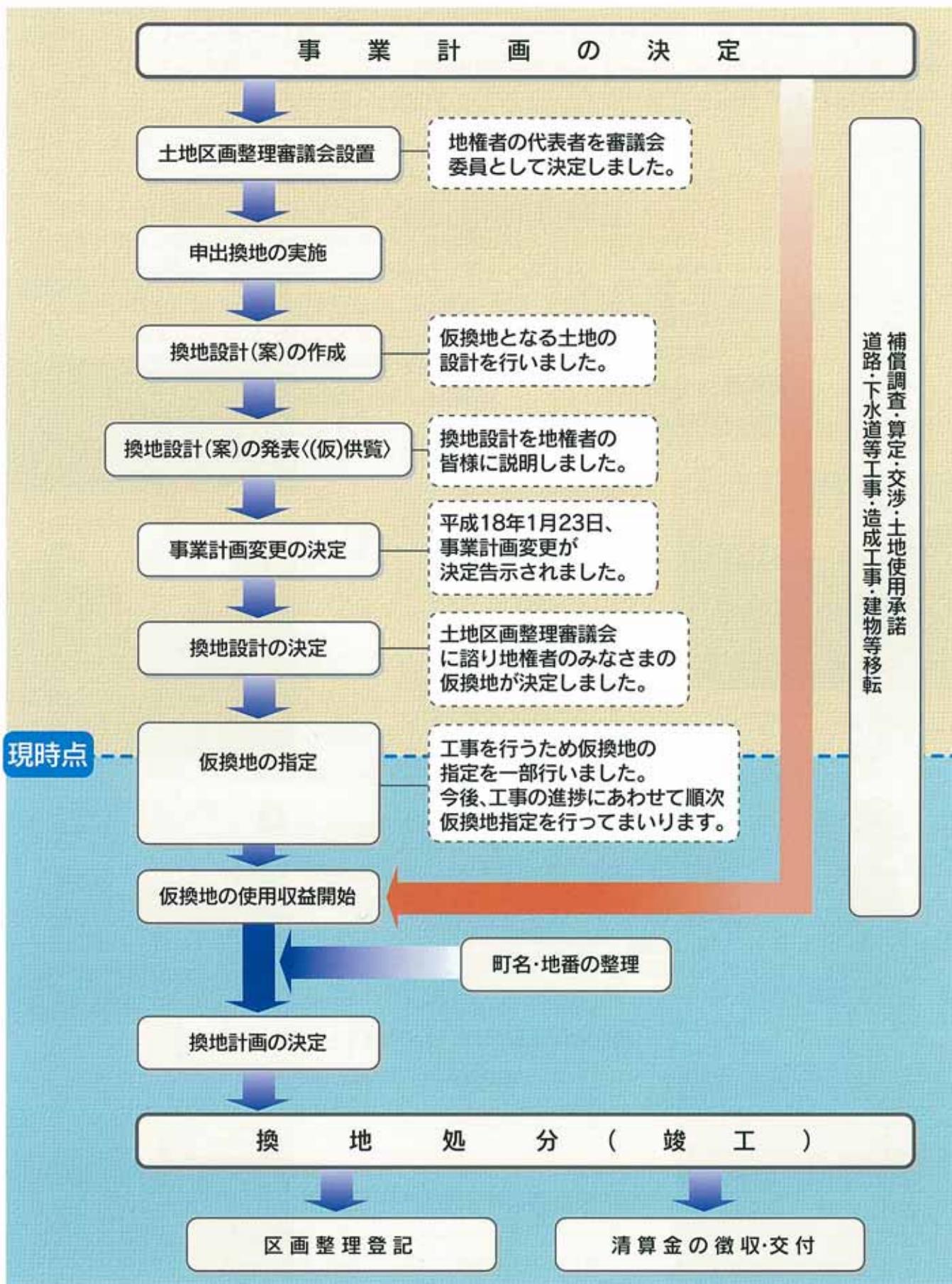
仮換地指定の通知は、行政が行う処分行為となりますので、再発行はできません。

土地区画整理事業が終了するまで大切に保管してください。

「仮換地指定」が
行われました



【今後の進め方】



【工事状況】

本地区では、みなさまの土地をお借りしながら、道路築造工事などを実施しております。圈央道(仮称)阿見東ICの平成18年度の供用開始にあわせて、工事を実施してまいりますので、今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

工事実施箇所図

.....	仮設道路
.....	雨水排水管工事
■	道路築造等工事
■	地盤改良工事
■	調整池放流函工事



國央道(仮称)阿見東IC

※國央道の工事進捗状況です

【お願い】

住所や氏名、権利などが変わるときにはご連絡ください

住所や氏名、また所有権などの変更があった場合にはお手数ですが茨城県竜ヶ崎土木事務所区画整理課までご連絡ください。

今後重要な通知などをお届けできなくなったり、換地上の支障が出たりすることもありますので、ご協力をお願いいたします。

- 住所・氏名が変わったとき……届出用紙をご請求ください
- 所有権などの権利が変わったとき……届出用紙をご請求ください
- 土地を分筆しようとするとき……事前にご相談ください
- 土地の区画形質の変更及び建築物などの新築・増築・改築を行うとき……事前にご相談ください

工事区域周辺のみなさまへ

当地区では、土地区画整理事業の工事を実施しており、工事区域周辺のみなさまには大変ご迷惑をおかけしております。

工事用車両の出入りなどには十分注意しておりますが、工事施工箇所及びその付近は非常に危険ですので、一般の方は立ち入らないようにご協力をお願いいたします。

なお、地区内の町道は従来通り通行できますが、一部工事用道路としても利用しておりますので、通行の際はご注意ください。

不法投棄の防止

不法投棄を行いますと法律により罰せられます。不法投棄を見かけた方は、阿見町役場、牛久警察署または竜ヶ崎土木事務所まで必ずご連絡ください。



【茨城県のホームページで『阿見吉原東地区』を紹介！】

『計画の概要』や『新着情報』、『土地利用計画』などが紹介されています！

<http://www.pref.ibaraki.jp>



阿見吉原東の地図を
もとに生まれました。
ヨロシクネ。



ご意見ご質問などのお問い合わせは…

茨城県竜ヶ崎土木事務所区画整理課

〒301-0007 龍ヶ崎市馴柴町35

TEL0297-65-3411(内線21・39) FAX0297-65-1415

発行 茨城県竜ヶ崎土木事務所区画整理課
〒301-0007 龍ヶ崎市馴柴町35
発行日 平成18年3月15日